

病児保育利用料の無償化事業が 始まります

令和5年10月
小林市こども課

病児保育事業の利用促進と利用者の負担軽減のため、令和5年10月1日から病児保育事業の利用料無償化事業を開始します。

内容

小林市内にお住まいの方が、県内の病児保育施設を利用した際の利用料を、利用児童1人当たり日額2,000円を上限に助成します。
ただし、昼食やおやつ代、おむつ代や医療費などは無償化の対象外となります。

期間

令和5年10月1日から

○病後児ケアハウスこすもすをご利用の方

病後児ケアハウスこすもすを利用された方については、利用料を差し引いた金額のみ請求されますので、手続きは不要です。

○上記以外の病児保育施設をご利用の方

病後児ケアハウスこすもす以外の病児保育施設を利用された方は、一度利用施設に費用を支払います。利用した日付や利用料等の明細が記載された領収証、通帳、印鑑、身分証明書をご持参のうえ、市役所こども課の窓口で申請してください。後日、市から指定の口座に振り込まれます。



(お問い合わせ)
小林市こども課
TEL:0984-23-1278